

令和5年5月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和5年5月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和5年5月25日(木) 午後1時30分から午後2時1分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(12人)

会長：1番：松村 孝市

委員：3番：本間 浩

委員：9番：藤村 信広

委員：11番：川上 勝之

委員：13番：馬場 勝

会長代理：2番：榎本 太

委員：4番：南波 雅子

委員：6番：柳澤 兵庫

委員：8番：西奈美 公平

委員：10番：忠 貞夫

委員：12番：今井 輝子

委員：14番：安城 守英

農地利用最適化推進委員(7人)

委員：中条：15番：佐藤 隆

委員：乙：17番：小泉 正

委員：築地：19番：小熊 威

委員：黒川：21番：今井 明

委員：中条：16番：高橋 一栄

委員：築地：20番：浮須 宗之

委員：黒川：22番：片野 賀津雄

4 欠席委員(3人)

委員：5番：澁谷 和幸

委員：乙：18番：石栗 博美

委員：7番：田村 信秀

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第3号議案 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
の実施状況の公表について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤利勝、参事：高橋知也、主任：奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和5年5月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は12名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、8番西奈美公平委員、9番藤村信広委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、4月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>5月10日、八田地内の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、柳澤委員、高橋委員に案件を審査していただきました。</p> <p>5月18日、5月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様には案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が2件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により八田地内の田及び畑について贈与するもので、面積は11筆5,426㎡であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により村松浜地内の畑について贈与するもので、面積は2筆911㎡であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、4番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る5月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が2件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>

	<p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。 次に、第 2 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 この第 2 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。 議案書 2 ページをお願いします。 第 2 号議案の所有権移転は 1 件であります。 1 番の案件は、八田地内の田について、労力不足のため売り渡しを希望されたものがあります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。面積は 2 筆 9,330 m²、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり約〇〇円です。 第 2 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、6 番柳澤兵庫あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>第 2 号議案の所有権移転についてご報告いたします。 去る 5 月 10 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。 売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作する予定もないことから、農地を売りたいと申し出がありました。 買い手は認定農業者で経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p>

	<p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、第 2 号議案の所有権移転の事前審査結果について、4 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案の利用権設定について審議いたします。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定の 1 番と 2 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 2 件であります。</p> <p>1 番と 2 番は、農地中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、9,000 円であります。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定の 1 番と 2 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の利用権設定の 1 番と 2 番の事前審査結果について、4 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定の 1 番と 2 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案の利用権設定の 1 番と 2 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定の 1 番と 2 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案の利用権設定の 1 番と 2 番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案の利用権設定の 3 番から 5 番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案の利用権設定の 3 番から 5 番をご説明いたします。</p> <p>3 番と 5 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 20,700 円から 9,100 円であります。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定の 3 番から 5 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>第 2 号議案の利用権設定の 3 番から 5 番の事前審査結果について、4 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定の 3 番から 5 番は、労力不足により賃借権を再設定するものが 3 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案の利用権設定の 3 番から 5 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定の 3 番から 5 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第 2 号議案の利用権設定の 3 番から 5 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>第 5 号議案は、農地利用の最適化の推進活動の目標とした数値等に対して、どのような結果になったのかを点検・評価し、ホームページ等で公表するものであります。</p> <p>初めに、I の農業委員会の状況は、令和 4 年度末の状況であります。各数値については、農林業センサスをはじめとした各種統計に基づいたものであります。</p> <p>議案書 5 ページをお願いします。</p>

Ⅱ最適化活動の実施状況の1最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の③実績であります。今年度末の集積率は77.3%、目標に対する達成状況は92.6%であります。下の点検結果にありますように集積率は横ばいとなっています。

次に、(2)遊休農地の発生防止・解消についてであります。

議案書6ページをお願いします。

③実績であります。今年度の緑区分の解消実績は0.4haで、目標に対する達成状況は10%であります。新規発生した遊休農地は解消に向けておりますが、既存の遊休農地の解消については伸び悩んでおります。

次に、(3)新規参入の促進についてであります。

議案書7ページをお願いします。

③実績であります。活動記録簿のチェックや出し手の意向などを確認した結果、6.08haが新規参入者への貸付等について公表した面積となります。出し手の意向を確認した際に、新規参入者でも良いというお話があれば、ぜひ活動記録簿にチェックしていただければと思います。

(2)活動強化月間の設定の実績につきましては、目標どおり実施となりました。

議案書8ページをお願いします。

(3)新規参入相談会への参加につきましては、新規参入相談会への参加ということで農業委員・推進委員の内、1回参加することが目標で、実績として2月に新潟東映ホテルで開催された新規就農チャレンジフェアに会長が参加しました。

胎内市農業委員会の目標の達成状況の評語といたしましては、それぞれの目標に対する達成状況の実績により、目標に対して期待どおりの結果が得られた、という標語となりました。

一番下の推進委員等の点検・評価結果は、委員ごとの点検・評価結果となります。これは委員1人当たりの活動日数等の実績により評語が当てはまりまして、その結果となっています。目安として目標に対して期待どおりの結果が得られた、となる方は活動日数が月8日以上であります。個別の結果については協議会資料として配布しております。

議案書9ページをお願いします。

Ⅲは事務の実施状況です。

2の農地法第3条、3の農地転用、いずれの事務につきましても適正に処理を行っております。4の違反転用への対応においても発見次第適切に解消しております。

以上で説明を終わります。

議長

第3号議案の事前審査結果について、4番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。

4番

それでは、ご報告いたします。

第3号議案は、令和4年度農業委員会の農地利用最適化推進状況等の公表についてであります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長	ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。
13 番	8 ページの下の推進委員等の点検・評価の結果のところ、6 というのは月 8 日以上で 6 名、ちなみに 1 名だとどれくらいで、15 名だと平均的に大体月どれくらいになりますか。
事務局	胎内市の、後ほど説明させていただきますけども、農業委員会としての実績としましては活動日数の平均といたしましては 8.6 日でございます。活動日数の合計が 2,283 ありまして、それを割ると 8.6 となります。活動日数の目標が 10 日という事でかなり高い目標ではあったのですが、結果としては皆さまに多く記入していただいたということでございます。
13 番	具体的な数は出ないですか。上が 1 で下が 15 で、例えば 9 日以上が何人とか。
事務局	はい、8 ページの目標に対し期待を上回る結果が得られたが 1 となっておりますが、これは 13 日以上です。
13 番	13 日以上の方がいたと。
事務局	8 日から 12 日が目標に対して期待どおりの結果が得られたという方でございます。はい、8 日以上。で、8 日未満になりますとやや下回る結果と。
13 番	8 日なんですね、8 日以上の方がそれぐらい居たという事ですね。
事務局	はい。
13 番	わかりました。頑張らねば。
議長	少ない人も多い人も平均割になります。少ないと思った方は頑張ってもらおうということでございます。 他にないでしょうか。
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。
	(農業委員：挙手)
議長	賛成多数と認めます。

よって、第3号議案は承認することに決定いたしました。
これで、本日の全ての日程を終了いたしました。
これを持ちまして、令和5年5月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和5年5月25日

議 長 _____

8 番 _____

9 番 _____